平成 25 年 5 月 23 日

各　位

株 式 会 社　い い 生 活
代 表 取 締 役 社 長　CEO　中村　清高
（コード番号：3796　東証マザーズ）
問合わせ先：
代 表 取 締 役 副 社 長　CFO　塩川　拓行
電 話 番 号 ：０３（５４２３）７８２０

株式の分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議しましたので、お知らせいたします。また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので併せてお知らせいたします。

記

１．株式の分割及び単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社は平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 100 株に分割すると共に、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

また、これに伴い現行定款の一部変更を行います。

２．株式の分割

（１）分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数（平成 25 年 5 月 23 日現在の発行済株式総数にて試算）

株式分割前の発行済株式総数	72,789 株
今回の分割により増加する株式数	7,206,111 株
株式分割後の発行済株式総数	7,278,900 株
株式分割後の発行可能株式総数	26,383,200 株

（注）上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３）分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（４）資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

（５）新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成 16 年 6 月 29 日定時株主総会決議及び平成 17 年 3 月 16 日取締役会決議に基づく新株予約権	33,334 円	334 円
平成 17 年 6 月 24 日定時株主総会決議及び平成 17 年 8 月 17 日取締役会決議に基づく新株予約権	46,667 円	467 円

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

上記「２．株式の分割」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位が 1 株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（１）平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会決議による変更内容

①変更の理由

上記株式の分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、下記のとおり、平成 25 年 10 月１日をもって当社定款の一部変更を行います。

ａ．株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

ｂ．株式の分割と同時に、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

ｃ．第 7 条の新設に伴い、条数を変更いたします。

ｄ．現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

②変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
第 1 条～第 5 条　（条文省略）	第 1 条～第 5 条　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、263,832 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、26,383,200 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第 7 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第 7 条～第 39 条　（条文省略）	第 8 条～第 40 条　（現行どおり）
（新設）	附則 第 1 条　第 6 条の変更、第 7 条の新設及びこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。なお、本条の規定は、効力発生日をもって削除する。
（追加）	平成 25 年 5 月 23 日　一部変更

③変更の日程

効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（2）平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議する変更内容

①変更の理由

上記株式の分割および単元株制度の採用に伴い、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「（1）平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会決議による変更内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会に付議いたします。同株主総会における承認を条件に、下記のとおり、平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部変更を行います。

a．単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
b．第 8 条の新設に伴い、条数を変更いたします。
c．第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 2 条を新設いたします。

②変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更後
第 1 条～第 7 条　（条文省略）	第 1 条～第 7 条　（現行どおり）
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 8 条～第 40 条　（条文省略）	第 9 条～第 41 条　（現行どおり）
附則 第 1 条　（条文省略） （新設）	附則 第 1 条　（現行どおり） 第 2 条　第 8 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。なお、本条の規定は、効力発生日をもって削除する。
（追加）	平成 25 年 6 月 27 日　一部変更

③変更の日程

株主総会開催日　平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）
効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

５．平成 26 年 3 月期の配当予想の修正について

当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、株式の分割後となる平成 26 年 3 月期の期末配当予想につきまして、平成 25 年 5 月 9 日公表の「平成 26 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載いたしました 1 株当たり期末配当予想を以下のとおり修正いたします。なお、本件は、上記「２．株式の分割」に伴う期末配当予想の修正であるため、平成 25 年 5 月 9 日に公表いたしました 1 株当たり期末配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
基準日	第 2 四半期末	期末	年間
前回予想 (平成 25 年 5 月 9 日発表)	00 円 00 銭	1,100 円 00 銭	1,100 円 00 銭
今回修正予想	00 円 00 銭	11 円 00 銭	11 円 00 銭
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	00 円 00 銭	1,100 円 00 銭	1,100 円 00 銭

※前期実績（平成 25 年 3 月期）の期末配当につきましては、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会において決議する予定であります。

以上